

兵庫県障害福祉審議会令和2年度第1回「参加」分科会 主な意見

- 1 日 時 令和2年7月3日(金) 9:30～11:30
- 2 場 所 兵庫県民会館7階鶴の間
- 3 議 題

(1) ポストコロナ社会における新たな課題

■雇用・就業

- ・在宅期間が長期化する中、在宅勤務が可能な方は少なく雇用継続が懸念される。
- ・休業補償の条件も色々と権利侵害や不当解雇などが無い懸念される。
- ・新規求職者等のための実習先や雇用事業所の開拓が必要。
- ・IT化が加速すると、障害のある方達の働く場がなくなってしまう懸念がある。
- ・受託作業がなくなったり、自主生産では行事等がなくなったり販路が途絶えている。
- ・在宅支援をする場合、環境の変化に順応しにくい人達に在宅ワークなども含めた新しい働き方を、本人に見通しを持てるように伝え、受け入れてもらえる環境作りが必要。
- ・障害者雇用の成功事例では、雇用の現場で教育をしている方の教育が重要である。コロナでの初めての経験や雇用が維持できる成功事例を多く周知することが必要。

■感染予防

- ・職員の安全、安心を守りながら、業務を続けていくため検査体制の確立が必要。

■緊急時の事業所体制

- ・働く女性職員の子どもの預け先をはじめ、緊急事態発生時の職員体制の確保が必要。

■行政

- ・国や県から発信された情報の取り扱いは、市町に委ねられており求められる内容や様式等が様々。県が指定認可した福祉事業所なので、書類を簡素化し統一様式にしてもらうと非常に動きやすく、緊急時でも必要なサービスを提供することが可能。

■ICT

- ・テレワーク環境を構築すれば、連絡手段も確保できるため、障害の有無に関わらず、同じ立場で仕事ができる。今ある色々な補助金を活かし構築できるチャンスである。
- ・オンラインによる自助グループ活動は、各地とつながることができる。リアルとバーチャルグループを上手く連動させ発展させると、機器の問題も含めて可能性が広がる。
- ・オンラインであれば、ラジオ体操やヨガへの参加が気軽にできるため、このような良いコミュニケーション手段は、障害者の方など色々な場面で活用できるのではないかと。

■対人援助

- ・障害のある方や介護が必要な方は、程度にもよるが、実際に触れ合うことが非常に大切だと感じているが、どのような方法で行えばよいのか、好事例の周知が必要。
- ・教育というのは、人と人との触れ合いであり、常に顔を見て、しっかり色々聞くということが大事。障害のある方との触れ合いにおいても同じだと思っている。そういうことをどう実現していくのか、教育する側の教育も非常に重要。

■合理的配慮

- ・公共施設の利用方法等、長い説明書きの理解が困難なため、外出のハードルが高い。

■社会参加

- ・今までできていたことが、できなくなったり、社会参加の機会を失ったりしていることで孤立による依存症の問題が出てきているため、対策が必要。
- ・障害のある方が、IT化などが進んだからといって、対応できるかということも非常に難しい部分があるが、しっかりと情報発信、情報共有できるところを明確にし、社会参加ということの後退させないための工夫を皆でしていくことが必要。

■スポーツ

- ・コロナの間、スポーツへの参加のしやすさについて、ここに障害者のある方達と健常者との差が出てくるのではないかと感じた。
- ・自粛で運動しないということは、障害のある方にとっては、リハビリで付けた体力筋力の低下に不安があり、それをカバーするのは施設や情報であるが、今回は情報が集約されず、共有されなかった。緊急時のガイドライン的な形で施設は何をすべきなのか、何ができるかということを検証しながら作り、共有していく必要がある。
- ・在宅でできる運動器具のレンタルが非常に増えた。ただ、月々1万2千円にもなると通常の福祉サービスの支援項目ではないため、福祉サービスの中で使えればよい。
- ・障害のある方が運動することに対し、個人個人が色々な努力や工夫をし始めており、それを我々が集約し、よい経験として次につなげていく必要がある。
- ・eスポーツのような新たなスポーツの定義、どういうものがスポーツなのかということに注目することが必要。ツールなどの改善が、ビジネスにも繋がるのではないか。
- ・コロナへの感染は怖い、イベントの準備や当日、終了後の報告の中で、多少は動かないといけない。地域によって危機感に差があるため、事例の情報共有は非常に重要。

■芸術文化

- ・芸術文化活動をすることが生きがいになっていた方々にとっては、非常にモチベーションが下がっているため、そういう方々の精神的なケアが必要。
- ・障害のある方の施設が展覧会などの企画時に会場の確保等優先される仕組みが必要。
- ・アトリエ活動や演奏活動において、道具や部屋の消毒など何をどこまですればよいのか分かりにくい、専門的な見地から示されたガイドラインが必要。
- ・密を避けながらのアトリエ活動や演奏活動は、参加の機会が減るか、或いは支援者の労力が増すかということで、非常苦勞しているため、何か支援策が必要。
- ・事業所に所属していない方々に対する活動の場の確保などが必要。
- ・創作活動の優先順位が低い施設が多く、国も文化活動に力を入れているが、その意識がまだ十分に浸透していないため、意識改革が必要。
- ・このポストコロナの状況で、障害のある方が本気でアート活動を行うには、各事業所のアート活動に事業費を補助するなど、インセンティブが働くような予算確保が必要。
- ・授産製品の販売機会が減少しており、収入の減少だけではなく、モチベーションアップも含めて難しい状況にある。オンラインショップを開催のための初期投資の補助やノウハウの支援などが必要。
- ・ワークショップキットを自宅に送付するサービスに少し補助などがあれば、障害のある方々が、自宅でアート活動をしてもらうことにつながる。

- ・障害のある方の創作活動については、まず参加、発表できて人に見てもらえるところまでいくことが大事。自分の作ったものを見てもらえる環境、バーチャルでもよいので見てもらえる環境が必要だが、無料でできることではなく、支援が必要。

【意見】

(2)「参加」分野の対応の方向性

■雇用・就業

- ・就労支援の現場で、ITを活用した相談や訓練などができるようにすることが必要。
- ・大手企業の成功事例は、教育する側が勉強しながらいい事例を多く作り、発表し合い高めている。しかし、これらは数字に表れにくいいため、適正な労働評価や給与に反映されているかどうか、難しい問題である。
- ・経営者精神として、雇用止めはしないだろうと思っているおり、皆、自分の会社のイメージは大事にしているため、そこを突いていきたい。
- ・障害のある方の雇用は、中小企業ではなかなか難しいが、ある程度の規模の企業は積極的に雇用してもらうよう働きかけが必要。
- ・多様な働き方という部分で、超短時間労働も含め、20時間以上でない、雇用保険が適用されず、雇用率のカウントもないが、今年度から20時間未満10時間以上で雇用した事業主に対して特例給付金制度ができたので、雇用の機会は増えるのではないかと。
- ・雇用率の関係はない事業主もやはり障害者雇用をしていかなければと思っている方は多く、厳しい状況だからこそ、職業準備性を高めて送り出すことが重要である。
- ・支援機関を通さず面接だけでそのまま就業し、雇用してから事業所が困ることが多々あるため、事業所が困らないための雇用の入口支援を支えられるシステムの構築が必要。特例子会社だけでなく、中小零細企業を支える施策の充実が必要。
- ・労働局では、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を開催しており、障害特性等を知り職場内で本人をサポートできる人材育成と啓発をもっとしてもらいたい。
- ・多種多様な働き方があり、重度身体障害の方でベッドに横になっていても働くことができるような働き方もある。こんなことを広げていくことが必要ではないか。
- ・特に発達障害の場合や精神疾患などの障害がある場合、環境や関わり方により、仕事ができたりできなかつたりということが非常に多いため、その辺りは、やはり見学や実際に仕事を何日かしてもらうということが必要。
- ・実習をただ働きと言われる方がいるため、本人が納得できるよう絵や図で分かりやすく説明することや、お金がない方もいるため交通費だけでも補助する制度などが必要。

■ICT

- ・相談窓口のたらい回し的なことをなくすためにも、相談窓口のオンライン化が必要。

■スポーツ

- ・全てのイベント事業が中止という中、これからどのような形で、スポーツに関わっていくのかという部分を再考することが必要。
- ・スポーツは自分へのチャレンジという部分があるが、健康のために体を動かすことにより重点を置いていきたい。高齢者の健康など全てスポーツで繋がっているが、この

中で幅広く関わって取り組むことや、関係団体等と繋がることが重要。

- ・ 障害者スポーツ絵画や音楽とスポーツのジョイントなど、これからは単体ではなく、やはり色々な分野とどう関わりを持つことができるかが重要。
- ・ 障害のある方達が健康で介護が少しでも減るよう、スポーツで健康に体を動かす方策として、今、県が取り組んでいる事業をさらに吟味しながら取り組むことが必要。

■ 芸術文化

- ・ アート、芸術活動は、障害のあるなしに関係なく誰でも行えることであり、そのような視点が一方では必要で、そこが総合的な文化活動の推進というところに含まれている。そのためには、縦割りでは難しく、芸術文化に関わる部署とも連携しながら、普通にアートとして、この問題を考えていくという視点が一つ必要である。それこそ、本当に社会の中でのアートの立ち位置に障害のある方のアートも繋がっていく。
- ・ 機会の確保という意味では、障害者の芸術活動という枠組みは必要で、障害福祉関係部署に果たしてもらわないといけない役割はとても大きい。
- ・ 障害のある方々がより多くアート活動に参加できることが、その方々が社会に繋がっていくことに繋がる。事業所自体がアート活動に取り組まなくてはと思えるような環境づくりが必要。